

グルジアを原産地とするめばちまぐろ及びその調製品の 二号承認制移行について

輸入注意事項16第12号 (16.7.7)

平成16年7月7日付け経済産業省告示第234号(輸入公表の一部を改正する告示)により、上記貨物の輸入については、平成16年7月28日以降二号承認制に移行することとなりました。

このため、平成16年7月28日以降の当該貨物の輸入については、平成16年7月27日までに関税法第67条の規定による輸入申告書、同法第43条の3第1項の規定による輸入承認申請書又は同法第62条において準用する同法第43条の3第1項の規定による移入承認申請書が受理されていない場合は、輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づき経済産業大臣の輸入の承認を受けて下さい。ただし、グルジアを原産地とし、かつ大西洋を漁獲海域とするめばちまぐろ及びその調製品については下記「措置の内容」とおり取り扱うこととします。

なお、平成16年7月28日以降上記貨物を輸入する場合であっても、当該貨物が平成16年7月27日以前に船積みされた場合には、2号承認を要しないこととします。この場合、当該貨物が冷凍のめばちまぐろである場合には、平成16年7月27日以前に船積みされたことを証する書類(船荷証券又は航空機の場合は Air Way Bill)を添付して事前確認申請を行って下さい。また、当該貨物が生鮮又は冷蔵のめばちまぐろである場合には、平成16年7月27日以前に船積みされたことを証する上記書類を税関に提出して下さい。

措置の内容

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の趣旨に沿って、グルジアを原産地とし、かつ、大西洋を漁獲海域とするめばちまぐろ及びその調製品の輸入を禁止することとする。このため、当該貨物を輸入貿易管理令に基づく輸入承認の対象とし、原則として承認しないという運用をする。

本件措置は、平成15年7月28日から施行されるものである。

なお、2号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部遠洋課の確認を受けて下さい。

(参 考)

本件の背景

- 1 大西洋におけるまぐろ類の資源を維持するために、1969年に発効した「大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約」に基づき、大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICC AT: International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas)が、操業制限(漁獲枠の設定、最小体重・体長規制、産卵期の禁漁等)、統計証明制度等を定めまぐろ類資源の保存管理を行っており、我が国を含む38カ国及び1機関がこれに加盟している。

2 近年、グルジアの行っている操業がICCATが採択した保存管理措置の効果を損なうものとして問題となっており、ICCATはグルジアに対して保存管理措置に対する協力を促した。しかしながら、グルジアからは、全く協力の姿勢が見られないことから、2003年11月にグルジアからの大西洋産めばちまぐる及びその調製品の輸入を禁止する勧告が行われた。

今般、2004年6月18日まで設けられていた上記勧告の異議申立期間が終了し、ICCATより当該禁輸措置を本年6月19日より正式に発効する旨の書籍が送付されたところである。